

～西郷隆盛生誕200年・没後150年カウントダウン記念～

第13回わくわく福祉交流フェア

「手づくりのモノ販売コーナー」参加施設募集要項

1 趣旨及び目的

鹿児島市内の福祉施設が製作・販売している品や栽培している野菜などを展示し販売することにより、当該福祉施設の活動内容等について市民の理解を深め、活動の更なる充実を図ることを目的とします。

2 実施日時・会場

日時 令和8年11月15日(日) 10時00分から15時00分まで

場所 「かんまちあ」屋根付イベント広場（鹿児島市浜町2-20）

3 対象施設

- ① 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
- ② 介護老人福祉施設（介護保険法第86条）
- ③ 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第26項）
- ④ 生活介護（障害者総合支援法第5条第7項）
- ⑤ 自立訓練（生活訓練）（障害者総合支援法第5条第12項）
- ⑥ 就労移行支援（障害者総合支援法第5条第13項）
- ⑦ 就労継続支援（A型、B型）（障害者総合支援法第5条第14項）
- ⑧ 施設入所支援（障害者総合支援法第5条第15項）
- ⑨ 障害者団体（①～⑧を除く）

4 募集期間

令和8年8月31日(月) まで（必着）

※ 期日を過ぎた申込はいかなる理由でも受付できません。

5 募集团体数

28団体

※ 応募多数の場合の出店施設、出店の区画については、事務局において抽選で決定のうえ結果を通知します。

6 参加条件

(1) 出店に当たって

- ① 出店施設は、団体名や団体の活動内容等を紹介するパネル（サイズはA2用紙以上、レイアウト自由）を必ず作成し、出店区画内の分かりやすい位置に展示してください。
- ② 出店区画における感染症対策（消毒液の設置など）は、出店施設で対応してください。
- ③ 「当コーナー」参加のための料金（いわゆる出店料）は無料とします。

(2) 販売に関して

- ① 販売できる商品は、この企画の趣旨・目的に照らし合わせ、自施設において製作及び栽培されたものに限りします。
- ② 販売利益については、全て各出店施設に帰属します。
- ③ 食品の販売については、次の条件を付して認めます。

(食品販売の条件)

- A 菓子類等の加工食品を販売できる施設は、当該加工食品の製造販売に係る営業許可を得ている施設に限ります。
- B 商品の衛生管理、食品表示法に基づく表示については、各施設の責任において行うこととします。
- C 菓子類・野菜類等の製作品は「持ち帰り」用として、梱包または袋詰めを行い、受け渡しを行うこととします。
- D 菓子類等の製作品は、製作した施設の名称、施設の所在地、連絡先、賞味期限、その他必要な事項について、梱包物に表示を行うこととします。

(3) イベント当日準備・撤収

- ① 会場設営・撤去、販売の運営、商品管理、製品表示、商品に係るトラブル対応及び処理については、出店施設が責任をもって行うこととします。
- ② 製作品を展示するための器具、出店施設を表示する看板、その他必要物品については、出店施設が準備するものとします。
- ③ 電源は使用できません。
- ④ イベント会場の設営・撤去、清掃作業へ御協力ください。
- ⑤ 出店区画への搬入・搬出は、実行委員会が指定する時間帯で作業してください。
- ⑥ イベント終了時刻前に物品を完売した場合であっても、撤収しないでください。

(4) 禁止事項

- ・ 出店区画内での調理・加工
- ・ 生鮮食品（野菜・果物を除く。）の販売
- ・ 手づくりのモノ販売コーナー内での飲食（試食を含む。）
- ・ 出店施設による客席の設置

7 応募方法

所定の参加申込書を次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 郵送 ② F A X ③ メール

(問合せ先) わくわく福祉交流フェア実行委員会事務局 担当：山本
〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 (鹿児島市役所地域福祉課)
電 話：099-216-1245／F A X：099-223-3413
メール：chi-kyosei@city.kagoshima.lg.jp